

衆議院文部科学委員会ニュース

【第200回国会】令和元年11月13日（水）、第6回の委員会が開かれました。

1 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）

・萩生田文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）村上史好君（立国社）、牧義夫君（立国社）、菊田真紀子君（立国社）、吉良州司君（立国社）、畑野君枝君（共産）、山本和嘉子君（立国社）、森夏枝君（維新）、吉川元君（立国社）、城井崇君（立国社）

（質疑者及び主な質疑事項）

村上史好君（立国社）

- (1) 衆参予算委員会における安倍内閣総理大臣の不規則発言に対する萩生田文部科学大臣の見解
- (2) 安倍内閣総理大臣主催の桜を見る会
 - ア 同会への萩生田文部科学大臣及びその後援者の参加
 - a 後援者が招待された理由と大臣が主体的に招待した事実の有無
 - b 後援者が推薦された経緯
 - c 後援者が招待されたことについて大臣が把握した時期
 - d 大臣の例年の参加の有無
 - e 大臣がバスを借り切って参加していたとする他の国会議員のブログの事実確認
 - f 2018年の同会に後援者が参加した経緯
 - g 大臣が内閣府に推薦した後援者が同会に招待されていた事実の有無
 - h 同会が今後、疑惑を持たれないように運営される必要性
 - i 大臣による内閣官房等への直接の働きかけの有無
 - イ 文部科学省の推薦者名簿を本委員会に提出する必要性
- (3) 教員の労働者性
 - ア 労働法制上の教員の位置付けに対する萩生田文部科学大臣の見解
 - イ 地方公務員である教員にも労働基本権を付与し、本法の廃止を含めた抜本的な改革に着手する必要性
- (4) 教員の業務量の見直し
 - ア 学校徴収金の徴収業務の現状と学校給食費の公会計化を促進する必要性
 - イ 学校へのタイムカードの設置状況
 - ウ 本法律案により時間外勤務の上限を定める「指針」が策定されることにより、教員の長時間勤務の実態が隠れる懸念

牧義夫君（立国社）

- (1) 大学入学共通テスト
 - ア 英語民間試験の導入延期が抜本的見直しを意味することの確認
 - イ 国語及び数学の記述式問題の導入
 - a 今後の見通し
 - b 記述式問題の採点過程を検証するための模擬試験の概要
 - c 模擬試験の採点結果と模擬試験受験者の自己採点の突合の実施の有無
 - d 記述式問題の結果を合否の判定に利用しない大学についての文部科学省の把握状況
- (2) 教職の志望状況に対する文部科学省の認識及び現在の採用状況

- (3) 教員の労働者性
 - ア 教員は労働者か、あるいは聖職者かについての萩生田文部科学大臣の認識
 - イ 教員には労働関係法規の一部規定のみが適用となっている現行法制に対する萩生田文部科学大臣の見解
- (4) 教職調整額
 - ア 4%と定めた法制定時の教員の勤務実態
 - イ 現在の教員の勤務実態から試算される適正な調整額の支給率
- (5) 本法律案により策定される「指針」
 - ア 上限ガイドラインを「指針」に引き上げることの実効性
 - イ 「指針」に実効性を伴わせるために罰則を設ける必要性
- (6) 私立学校及び国立大学の附属学校の教員の労働環境
 - ア 労働基準監督署の立入り調査例
 - イ 私立学校等の教員の労働実態を把握する必要性
- (7) 1年単位の変形労働時間制の導入に当たり地方公共団体が定める条例において、現場の教員の意見等が反映される可能性
- (8) 外部人材の活用及び定数改善等、教員の勤務時間削減を目的とする取組のための2020年度予算要求状況
- (9) 萩生田文部科学大臣が高校生時代に朝鮮学校の生徒と乱闘を行ったと会合で述べたとする記事
 - ア 乱闘の事実の有無
 - イ 自らの行為に対する大臣の評価
 - ウ 文部科学大臣の立場における発言の是非

菊田真紀子君（立国社）

- (1) 高等教育の修学支援新制度
 - ア 国立大学において申請受付期間中にもかかわらず学生からの申請を締め切った事実の有無
 - イ 新制度の周知徹底及び期限を過ぎた申請に対する柔軟な対応を各大学に要請する必要性
 - ウ 新制度の実施に伴い現行の授業料減免制度等が廃止等される可能性及び国立大学が詳細を公表する時期
 - エ 新制度の実施に伴う学生に対する相談体制の構築及び減免を受けられなくなる学生に対する支援策の必要性
- (2) 本法律案において「超勤4項目」以外の業務を時間外勤務とする見直しを行わなかった理由
- (3) 本法律案において時間外勤務手当の支給または教職調整額の引上げを内容とする改正を行わなかった理由
- (4) 教員の勤務時間管理
 - ア 全ての学校に国費でタイムカード等を設置するとともに、タイムカード等の記録を公文書として適切に管理する必要性
 - イ 地方財政措置ではタイムカード等の設置が進まないことを踏まえ、国が責任をもって推進する必要性
- (5) 「持ち帰り業務」の現在の把握方法及び適切な把握のための今後の対応策
- (6) 本法律案により策定される「指針」
 - ア 管理職への適用の有無
 - イ 「指針」の策定により教頭等の管理職の業務が増加する可能性及び管理職の業務量削減の方策
- (7) 部活動の在り方
 - ア いわゆる「部活動ガイドライン」によると月44時間の部活動指導時間になることを踏まえた同ガイドライン見直しの可能性及び教員の今後の対応方法

- イ 部活動指導員の配置促進
 - a 補助金を活用している地方公共団体数及び割合
 - b 同指導員活用のための予算における国、都道府県及び市町村のそれぞれの負担割合
 - c 全国の公立中学校数及び1校あたりの平均部活動数
 - d 現状の予算では部活動指導員活用による年間120時間の業務削減は現実的でないとの指摘に対する萩生田文部科学大臣の見解
- (8) 本法律案による1年単位の変形労働時間制の導入
 - ア 休日のまとめ取りが同制度導入の目的であるならば、長期間の学校閉庁日設定により実現可能との意見に対する萩生田文部科学大臣の見解
 - イ 「指針」の遵守を導入の条件とすることの確認並びに導入までに必要な手続き及びスケジュール

吉良州司君（立国社）

- (1) 本法律案の目的
- (2) 同目的を実現するための方策
- (3) 学校管理職の選考方法及び管理職のマネジメント能力の育成の具体策
- (4) 教職員定数における実員を改善させる必要性
- (5) 本法律案による1年単位の変形労働時間制の導入
 - ア 同制度を導入するための条例を制定しない地方公共団体への「指針」の適用の有無
 - イ 利点、欠点及び懸念要素
- (6) 昨今の夏季の酷暑及び海外の夏季休暇取得事例を踏まえて学校の夏休み期間中の教員の働き方を検討する必要性
- (7) 教員が休暇を取得しやすくすること等により教職の魅力を高める取組の推進に係る萩生田文部科学大臣の決意

畑野君枝君（共産）

- (1) 1年単位の変形労働時間制
 - ア 同制度が労使協定を必須要件とし、恒常的な時間外労働がないことを前提としている理由
 - イ 同制度を導入した場合の時間外労働に該当する要件及びその際の割増賃金の支払い義務
 - ウ 割増賃金の支払い義務が発生する事例
 - エ 同制度の脱法行為事例に係る厚生労働省の把握状況及び把握の必要性
 - オ 導入事業所数及び直近の指導監督件数
 - カ ヤマト運輸における割増賃金未払い事案に係る厚生労働省の把握状況
- (2) 長時間過密労働と過労死の関係についての厚生労働省の見解
- (3) 脳・心臓疾患に係る労災認定基準
- (4) 恒常的な時間外勤務が見込まれる教員に対し1年単位の変形労働時間制を導入することの是非
- (5) 労使協定を要件としない条例による1年単位の変形労働時間制の導入と憲法・労働基準法との整合性
- (6) 労働協約による労使協定の代替は認められていないことに関する厚生労働省の見解

山本和嘉子君（立国社）

- (1) 日本のGDPに占める教育機関への公的支出割合及び同割合のOECD加盟国における順位
- (2) 「桜を見る会」の開催やF-35戦闘機の調達ではなく、教育予算を増やすべきとの意見についての萩生田文部科学大臣の見解

- (3) 学校における教育環境の整備
 - ア スクール・サポート・スタッフを法律上位置付け、学校に恒常的に配置する必要性
 - イ 国の責任で校務支援システムを整備する必要性
- (4) 平成 31 年 1 月に文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」
 - ア 同ガイドラインにおける「在校等時間」と労働基準法における「労働時間」の差異
 - イ いわゆる「超勤 4 項目」以外の自主的、自発的勤務と校長の指揮命令との関係
 - ウ 教員に対しては原則として時間外勤務を命じないこととされていることを踏まえ、同ガイドラインの上限の目安時間を 0 時間とする必要性
 - エ 持ち帰り業務
 - a 上限の目安時間の遵守によりかえって持ち帰り業務が常態化するおそれ
 - b 持ち帰り業務削減のために管理職が業務削減の計画を立てる必要性
 - オ 在校等時間の記録を公文書として最低 5 年間保存するとともに、同記録の隠蔽等を防止するための通報窓口を整備する必要性

森夏枝君（維新）

- (1) 教員の夏休みにおける年次有給休暇の取得状況及び取得促進に係る地方公共団体の取組事例
- (2) 率先して部活動等に取り組む教員への支援策
- (3) 学校における働き方改革に係る地域間格差
- (4) 教員勤務実態調査
 - ア 平成 28 年度調査の分析結果及び過去の調査結果との比較
 - イ 昭和 41 年から平成 18 年の間に調査が行われなかったことについての文部科学省の認識
- (5) 学校における働き方改革の推進により児童生徒とかかわる時間が増加し、「心を育てる教育」につながるとする根拠
- (6) 本法律案の改正内容
- (7) 部活動指導など、休日に率先して活動する教員に係る働き方改革の推進策
- (8) 教職調整額の見直しについての萩生田文部科学大臣の見解

吉川元君（立国社）

- (1) 大学入学共通テストへの英語民間試験の導入を前提に受験生が支出した費用への対応
- (2) 近年の教員採用選考試験における採用倍率の低下傾向に対する萩生田文部科学大臣の所感
- (3) 本法律案による 1 年単位の変形労働時間制の導入
 - ア 8 月を学校現場における閑散期とする認識の有無
 - イ 恒常的に時間外労働が発生する事業所には同制度を適用できないことの確認
 - ウ 同制度導入の前提となる「指針」の実効性を担保するための法令上の規定
 - エ 学校現場で発生する年 360 時間の時間外勤務が恒常的な時間外労働に該当する可能性
 - オ 本年 6 月に文部科学省が発出した長期休業期間中の業務の見直しを求める通知により、本年 8 月の勤務時間が縮減したことを示すデータの有無
 - カ 8 月にも時間外勤務が発生している現状において同制度の導入は困難であることの確認
 - キ 同制度が休日のまとめ取りを前提として導入されることの確認及びその法令上の担保
 - ク 同制度の導入による教員の業務削減や勤務時間縮減の効果の有無
 - ケ 条例制定による同制度導入に至る具体的な過程
 - コ 同制度の導入に当たり都道府県が策定する条例の強制力及びその強制力を制限する規定の必要性
 - サ 民間事業所において労使協定の締結が必須となっている理由
 - シ 教員については労使協定に係る事項が全て条例に委任されることの懸念

- ス 地方公務員である教員への同制度の導入と地方公務員法に定める国家公務員準拠の原則との整合性
- セ 同制度の導入に当たり、教職員団体との書面による協定の締結を義務化する必要性

城井崇君（立国社）

- (1) 大学入学共通テストにおける記述式問題の導入
 - ア 採点の民間委託
 - a 試験教材の販売を行う事業者が試験実施前に問題及び正答例を把握することの是非
 - b 過去に情報漏えいのあった事業者に対する信用性に係る懸念
 - イ 採点者、採点監督者の人数及び採点会場数
 - ウ 記述式問題の採点者
 - a アルバイトが採点を行う可能性
 - b 採点請負事業者におけるアルバイトの募集方法
 - c アルバイトが採点基準作成業務に携わることに対する萩生田文部科学大臣の見解
 - d 大学入学共通テストの準備事業であると推定される高校生対象テストの採点者についてさまざまな募集方法が採られていることへの懸念
 - エ 記述式問題の導入を中止する必要性
- (2) 本法律案による上限ガイドラインの「指針」化
 - ア 同ガイドラインの実効性を担保するための法令上の規定
 - イ 「指針」として策定されることによる改善点
 - ウ 在校等時間による勤務時間管理により労働基準法第 35 条に定める 4 週 4 休の休日を確保できる可能性
 - エ 超勤 4 項目以外の自主的、自発的な業務が多くあるために教員の業務が無定量に拡大するとの懸念に対する萩生田文部科学大臣の見解
 - オ 各地方公共団体は、「指針」を参考にして教員の在校等時間の上限を定めた条例、規則等を制定し、遵守する義務が生じることの確認
 - カ 客観的な勤務時間管理に係る萩生田文部科学大臣の見解
 - キ 在校等時間の上限厳守に注力するあまり、持ち帰り業務が常態化する懸念
 - ク 土日祝日の校務に係る勤務時間が在校等時間に含まれることの確認
 - ケ 週休日確保のための具体的規定
 - コ 在校等時間の記録
 - a 同記録が公文書に当たることの確認
 - b 地方公務員公務災害補償における障害補償及び遺族補償を受ける権利の消滅時効が 5 年間であることを踏まえ、最低 5 年間保存する必要性
 - サ 教育委員会が独自に在校等時間の上限を引き下げること「指針」が妨げないことの確認
 - シ 教育委員会や校長に対し、在校等時間の上限厳守の結果として持ち帰り業務が増加しないよう周知徹底する必要性
 - ス 「指針」の上限を超えた勤務実態に対しては、教育委員会が速やかな改善を図る必要性
 - セ 「臨時的な特別の事情」の具体的内容及びその適用範囲を限定する必要性
- (3) 部活動指導員の配置が十分でない現状に対する萩生田文部科学大臣の見解
- (4) スクール・サポート・スタッフの活用により各学校現場において削減される業務時間の見込み
- (5) 学校徴収金の徴収、管理の見直しによる業務時間削減の見込み
- (6) 本法律案による 1 年単位の変形労働時間制の導入
 - ア 同制度が休日のまとめ取りに限定して導入されることの確認
 - イ まとめ取りに係る休日が 1 日単位で設定されることの確認

- ウ 同制度の導入自体が直ちに教員の業務削減や勤務時間縮減につながるものではないことの確認
 - エ 同制度の導入が長時間労働の助長や職務命令による業務の肥大化につながる懸念
 - オ 1年を通して学校現場に閑散期はないことから、同制度導入の条件が整っていないとの意見に対する萩生田文部科学大臣の見解
 - カ 教育行政の責任のもとで業務削減を推進し、意図的に閑散期を作って休日のまとめ取りを促進する必要性
 - キ 学校ごとに労使協定を締結する必要性
 - ク 労働基準法上、労使協定において定めるとされている事項を条例において明示する方法
 - ケ 同制度の導入の前提として地方公務員法第55条による職員団体との交渉を義務化する必要性
- (7) 3年後に教員勤務実態調査を行った上で、同調査結果に基づき本法を抜本的に見直す必要性